

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行では、経営の効率性及び透明性を高め、ステークホルダーであるお客さま、株主の皆さま等から高い評価と揺るぎない信頼を確立することを経営方針としております。

この経営方針の達成に向け、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題として認識し、以下の3点に取り組んでおります。

- (1) 取締役会等における審議の充実と意思決定の迅速化
- (2) コンプライアンス態勢の強化と内部管理態勢の充実
- (3) 企業の社会的責任(CSR)への取組み強化

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	25,726,000	4.11
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	19,387,911	3.10
明治安田生命保険相互会社	19,009,446	3.04
株式会社三菱東京UFJ銀行	16,588,186	2.65
株式会社みずほ銀行	15,000,698	2.39
シーピー化成株式会社	14,927,722	2.38
日本生命保険相互会社	12,085,152	1.93
住友生命保険相互会社	12,076,000	1.93
中国電力株式会社	12,008,020	1.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,969,000	1.91

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	銀行業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	15名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
住川雅洋	他の会社の出身者								○			
前田香織	学者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
住川雅洋	○	人的関係はありませんが、資本的関係があります(社外取締役による当行株式の保有:4千株)。住川雅洋氏とは、通常の銀行取引があります。	過去に日本銀行の支店長および地域金融機関の経営者を務め、その豊富な経験、幅広い知識と高い見識を活かして、取締役会等の場で、中立の立場から公正かつ客観的な意見を表明するなど社外取締役の職責を果たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として、その職務を適切に遂行できるものと判断し選任しています。
前田香織	○	人的関係及び資本的関係はありません。前田香織氏とは、通常の銀行取引があります。 *なお、前田香織氏の戸籍上の氏名は	学識者としての豊富な経験、幅広い知識と高い見識を活かした有効な助言が期待でき、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として、社外取締役の職責を適切に果たす

相原香織であります。

ことのできるものと判断し選任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役員数

5名

監査役員数

5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合を開くなど、緊密な関係を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行うほか、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うなど、効率的な監査の実施に努めています。また、監査役は、内部監査部門と定期的に意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて随時、内部監査部門の営業店監査に立ち会うほか監査結果の報告を求めるなど、緊密な関係を図り、効率的な監査の実施と監査の実効性の向上に努めています。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役員数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
武井康年	弁護士										○			
高橋義則	公認会計士										○			
吉田正子	他の会社の出身者						○				○	○		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武井康年	○	広島ガス(株)社外監査役 人的関係はありませんが、資金的関係があります(社外監査役による当行株式の保有:5千株)。武井康年氏及び同氏が所長弁護士を務める弁護士法人広島総合法律会計事務所とは、通常の銀行取引が	弁護士としての豊富な経験、幅広い知識と高い見識を活かして、取締役会等の場で、中立の立場から公正かつ客観的な意見を表明するなど社外監査役の職責を果たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員

		あります。また、同氏が社外監査役を務める広島ガス(株)とは、通常の銀行取引及び資本的関係があります。	として、その職務を適切に遂行できるものと判断し選任しています。
高橋義則	○	人的関係及び資本的関係はありません。高橋義則氏とは、通常の銀行取引があります。	公認会計士としての豊富な経験、幅広い知識と高い見識を活かした有効な助言が期待でき、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として、社外監査役の職責を適切に果たすことができるものと判断し選任しています。
吉田正子		人的関係及び資本的関係はありません。吉田正子氏とは、通常の銀行取引があります。また、同氏が平成25年4月から平成27年3月まで代表取締役社長を務めていた(株)アンデルセン・バン生活文化研究所とは、通常の銀行取引及び資本的関係があります。	企業経営者としての豊富な経験、幅広い知識と高い見識を活かした有効な助言が期待でき、独立性の有無にかかわらず、社外監査役の職責を適切に果たすことができるものと判断し選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	4名
---	----

その他独立役員に関する事項

当行では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

- 業績連動型報酬制度の導入
取締役の業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、取締役に對し、親会社株主に帰属する当期純利益を基準とした業績連動型報酬を、平成22年6月に導入しています。なお、監査役については、中立性および独立性を確保する観点から、業績連動型報酬の対象とせず、全て確定金額報酬としております。
- 株式報酬型ストック・オプションの導入
役員退職慰労金制度の廃止に伴い、取締役に對して、「株式報酬型ストック・オプション(権利行使価額を1株当たり1円に設定した新株予約権)」を年額1億5千万円を上限として割り当てる制度を、平成22年6月に導入しています。
当該制度の導入は、当行の業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクについても株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上に対する取締役の貢献意欲を高めることを目的としています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

- ・当行の業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクについても株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上に対する取締役の貢献意欲を高めることを目的として、社内取締役を対象にストックオプションを導入しています。
- ・従業員の財産形成を促進する福利厚生制度の拡充を図るとともに、当行の業績や株価への意識を高め企業価値向上を図るため、従業員持株ESOP信託を導入しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

役員ごとの報酬等については、報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、開示していません。

報酬の額又はその算定方法の決定方	あり
------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役に対する報酬等は、確定金額報酬、業績連動型報酬及び株式報酬型ストック・オプションとしています。

- a. 確定金額報酬の報酬限度額は月額30百万円としています。
- b. 業績連動型報酬の報酬額は親会社株主に帰属する当期純利益を基準としており、報酬枠は次のとおりとしています。

【親会社株主に帰属する当期純利益】	【報酬枠】
330億円超	120百万円
300億円超～330億円以下	110百万円
270億円超～300億円以下	100百万円
240億円超～270億円以下	90百万円
210億円超～240億円以下	80百万円
180億円超～210億円以下	70百万円
150億円超～180億円以下	60百万円
120億円超～150億円以下	50百万円
90億円超～120億円以下	40百万円
60億円超～90億円以下	30百万円
30億円超～60億円以下	20百万円
30億円以下	—

- c. 株式報酬型ストック・オプションの報酬限度額は年額1億50百万円としています。
- 監査役に対する報酬は、全て確定金額報酬としており、報酬限度額は月額7百万円としています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当行は、社外取締役及び社外監査役が当行外の場所でも取締役会議案・報告資料を事前に閲覧・確認できるシステムを導入しており、その閲覧用の端末を社外取締役及び社外監査役に配付しています。加えて、取締役会に係る事務を所管する秘書室及び各所管部が社外取締役に対して資料の事前説明等を行うほか、行内規定・通達等の行内情報を閲覧できる環境を整備するなどのサポート体制を構築しています。また、社外監査役を含む監査役の職務を補助する専任部署として監査役会事務局を設置し、監査役会事務局の業務を統括する事務局長を任命しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当行の取締役は、社外取締役2名を含めた10名で、経営の意思決定、業務執行の監督という位置付けから、取締役会を原則月1回開催しています。また、取締役会で決定した基本方針に基づく経営全般の重要事項を協議決定する機関として、取締役会の下に会長・頭取のほか各部門の担当役員をメンバーとする経営会議を設置し、原則週1回開催しています。加えて、取締役会の基本方針に基づく重要な貸出案件について協議決定する機関として、会長・頭取のほか審査部門等の担当役員をメンバーとする審査会を設置し、原則週1回開催しています。なお、当行は、定款において、取締役の員数を15名以内とし、年度ごとの経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、任期を1年としています。

また、当行は、執行役員制度を導入し、取締役会による監督の下で、代表取締役と執行役員(部門担当役員及び地区担当役員)が業務執行を担う体制としており、取締役が担うべき経営の重要事項に係る意思決定機能及び業務執行の監督機能と執行役員が担うべき業務執行機能を分離し、取締役と執行役員がそれぞれの役割と責任を果たすことで、業務の適正確保と持続的な企業価値の向上を図っています。

社外取締役は、取締役会において、内部監査、監査役監査及び会計監査の結果並びに内部統制部門からの統制状況に係る報告を受け、社外の中立かつ公正、客観的な見地から経営監督を行う役割を担っています。特に、内部監査部門及び内部統制部門からは、取締役会議案及び報告資料の事前説明を詳細に受け、事前説明又は取締役会の場で、適切な提言・助言を行うなど、社外取締役による経営監督機能の実効性の向上に努めています。

また、特定事項について調査、研究又は協議調整を行うことを目的に、関連部門の担当役員及び部長等をメンバーとする長期経営計画委員会、営業戦略委員会、ALM戦略委員会、IT戦略委員会、統合的リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、賞罰委員会及び働きやすい職場推進委員会等の各種委員会を設置しています。各種委員会は、定期的又は必要に応じて随時開催され、経営上の主要課題や部門横断的な施策・検討事項に取組んでおり、委員会が合意又は協議された事項は、取締役会又は経営会議等に付議又は報告されるなど、当行のガバナンス強化や業務運営の健全性・適切性の向上に寄与しています。

当行の監査役は、社外監査役3名を含めた5名で、監査役会は、毎月1回に加え、適時開催しており、各監査役は、取締役会等に出席し、経営の意思決定に際し、適切な提言・助言を行っています。

社外監査役を含む各監査役は、内部監査部門あるいは会計監査人と積極的に意見及び情報の交換を行うほか、内部監査部門の営業店監査や会計監査人の往査に立ち会うなど、緊密な関係を図り、効率的な監査の実施に努めています。加えて、各監査役は、内部統制部門から、内部統制システムにおける各体制の整備状況及び各体制の実効性に影響を及ぼす重要な事象について、対応状況を含め定期的又は随時に報告を受け、必要に応じて説明を求め、又は助言、勧告を行うなど監査役の立場から内部統制システムの整備・強化に努めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行では、以下の理由・目的から、監査役設置会社形態を採用し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めています。

- ・銀行業務・銀行経営に関する専門的知識や豊富な経験を有し当行の業務の運営・執行状況を詳細に把握している社内取締役が、取締役会の構成員として、経営上の意思決定や他の取締役の職務執行状況を監督する体制が、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し、業務の適正を確保していくうえで重要であること
- ・監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役が、取締役の職務の執行を監査していくことが、経営監視機能として有効であること
- ・独立性の高い社外取締役及び社外監査役が、それぞれ中立の立場から公正かつ客観的な経営監督機能及び監視機能を発揮し、取締役の職務の執行状況や内部統制の運用状況などについて、適切な提言・助言を行っており、経営監視の面で十分な体制が整備されていること

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月25日開催の第104期定時株主総会の招集通知を6月4日(法定期日の5営業日前)に発送しています。 なお、招集通知の内容については、5月29日から株式会社東京証券取引所及び当行のホームページに掲載しています。
電磁的方法による議決権の行使	株主サービス向上の一環として、平成17年6月から導入しています。株主は、招集通知に記載の要領に従って株主名簿管理人のホームページより議決権の行使が可能となっています。
その他	招集通知のホームページ上の掲載、説明資料等のビジュアル化を実施する等、株主の皆さまに対する説明に配慮した取組みを実施しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当行では、経営の透明性を高めるため、個人向け会社説明会を開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当行では、経営の透明性を高めるため、国内機関投資家を対象とした会社説明会を半期ごとに開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	当行では、当行株主の多様化を企図し、米国・欧州等においてIRを継続実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	国内機関投資家向け及び地元・個人向け会社説明会資料を当行ホームページに掲載しています。(URL http://www.hirogin.co.jp)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:総合企画部 IR事務連絡責任者:総合企画部長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	中期計画における当行ビジネスの考え方において、株主やお客さま、行員、地域社会などのステークホルダーとの関わりと当行の役割との関連について、「社会的責任(CSR)の考え方」として明記しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	広報・地域貢献室を設置し、地域貢献活動のなかで社会貢献・環境保全に関する取組みを実施しています。
その他	当行は、コーポレート・ガバナンス及び業務の適正を確保する体制の強化に向け、社外取締役・社外監査役を計5名選任していますが、そのうち2名を女性としており、多様な意見を経営に反映できる体制を構築しています。 加えて、「中期計画2015～地域と共に未来を『創る』～」の人財戦略の一つに掲げる「多様な人材が活躍できる企業風土づくり」のもと、性別にかかわらず本人の資質・能力により多様な人材が活躍できる職場づくりに取組んでおり、人材の多様性そのものを競争力の源泉とすべくダイバーシティの推進を図っています。そのなか、女性の活躍に向けた取組みについては、管理監督職への登用やキャリア形成支援に加え、育児休業制度、介護休業制度や短時間勤務制度等、仕事と家庭の両立支援に係る諸制度の整備を実施しています。 また、男性の育児参加についても、広島県や広島県内の企業と「イクメン企業同盟」に参加し積極的に応援する等、男女問わず仕事と育児の両立を支援しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

・当行は、「地域社会との強い信頼関係で結ばれた、頼りがいのある〈ひろぎんグループ〉を構築する」という経営ビジョンとその経営ビジョンを具体的に展開する上での基本的な考え方を示した行動規範の、二つで構成する経営理念のもと、お客さまや地域社会、株主、市場、従事者など全てのステークホルダーからの真の信頼を勝ち取るため、健全で透明性の高い経営を目指しています。

・そのため、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守した誠実な企業活動に努めるほか、当行を取り巻く種々のリスクを適切にコントロールするためのリスク管理態勢を構築しています。

・具体的には、取締役会は、法令等及び外部環境の変化に対応して、経営の基本方針及び重要な規程を制定・改正するとともに、半期ごとに「経営計画」、「コンプライアンス・プログラム」及び「統合的リスク管理方針書」等を策定し、各店舗は、これらに基づき業務を運営しています。各店舗での業務運営については、内部監査部門が、取締役会の決議による「内部監査規程」等に基づいて監査しています。

・また、取締役会は、四半期ごとの「経営計画の実施状況」、「コンプライアンス・プログラムの実施状況」及び「統合的リスク管理の状況」等の業務の執行状況に係る報告に加えて、毎月、「内部監査結果」に係る報告を受け、業務が経営の基本方針・諸規程等に基づいて適切に運営されていることを確認するとともに、改善が必要な事項があった場合には、都度、改善・是正をしています。

・加えて、株式会社東京証券取引所の「独立役員」の基準を満たす社外取締役を選任するなど、コーポレート・ガバナンス及び内部統制システムの強化に継続的に努めています。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当行では、「倫理規程」、「服務規程」、「コンプライアンス規程」を制定し、従事者の行動基準等を明記するほか、法令等遵守を徹底する具体的な実施計画として、半期ごとに、「コンプライアンス・プログラム」を取締役会で決議し、四半期ごとにその実施状況を取締役会に報告しています。また、法令等遵守の徹底と企業倫理の確立を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、法令等遵守に係る事項を審議・検討するなど、法令等遵守違反の未然防止を図っています。

・加えて、法令等遵守に係る諸問題について、部店内で解決が図れない事情又は報告・相談ができない事情がある場合、従事者が、コンプライアンス統括部又は社外弁護士に、直接、報告・相談できる「ホットライン制度」を設置しています。

・上記の「倫理規程」等諸規程、コンプライアンス委員会等の組織体制及び「ホットライン制度」等の諸制度について平易に解説した「コンプライアンス・マニュアル」を全従事者に配付し、研修で活用するなど、周知徹底を図っています。

・また、「倫理規程」において、当行は、「ディスクロージャーの充実による経営情報の公正な開示を通じて、経営の透明性を高めるとともに、広く利用者意見を反映した経営を行う。」ことを定めているほか、「経理規程」及び「財務報告に係る内部統制に関する規程」を制定し、連結ベースで適時・適正な財務報告を行う態勢を整備しています。

・さらに、「倫理規程」において、当行は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは、他社（信販会社等）との提携による金融サービスの提供などの取引を含め一切の関係を遮断する。万一、不当要求等があった場合には、警察当局等と連携のうえあらゆる法的手段を講じ断固として対決する。」ことを基本方針として定め、反社会的勢力等との関係遮断に係る態勢を構築しています。

・法令等遵守に加えて、当行では、お客さまの保護及び利便の向上に係る態勢の整備・確立に関する大綱として「顧客保護等管理規程」を制定し、全従事者が銀行の社会的責任と公共的使命を十分認識するなかで、お客さまへの説明、相談・苦情等への対応や情報管理など、お客さまの視点に立った誠実かつ公正な業務の遂行に努めています。

・金融円滑化や「経営者保証に関するガイドライン」への対応についても、「与信基本原則規程」や「金融円滑化管理に関する基本方針」を制定し、お客さまへの円滑な資金の提供のほか、経営相談や経営改善に関する支援など適切な対応に係る態勢を整備しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当行では、「取締役会規程」において、取締役会議事録を10年間保存することを定め、取締役の職務の執行に係る重要な情報として、適切に保存及び管理しています。

・また、経営会議・審査会等の議事録等の重要な情報についても、行内諸規程に基づき、各店舗において適切に保存及び管理しており、その状況を、内部監査部門が、「内部監査規程」等に基づいて監査しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当行では、銀行業務を取り巻く種々のリスクに適切に対応するため、「統合的リスク管理規程」に基づき、各リスクを統合的に把握・分析し、当行の経営に重大な影響を与える損失の発生及び拡大の防止を図るとともに、経営体力や収益性等とのバランスのとれた適切なリスク管理を行っています。

・適切なリスク管理を実施するため、半期ごとに、「統合的リスク管理方針書」を取締役会で決議し、四半期ごとに「統合的リスク管理の状況」を取締役会に報告しています。また、随時、統合的リスク管理委員会を開催し、各リスクをモニタリングしています。

・一方で、リスクに見合った適切な自己資本を確保し、経営の健全性維持に資することを目的として、「自己資本管理規程」を制定し、パーゼル3における自己資本比率規制への対応を含め、適切な自己資本管理を行っています。

・また、地震等の大規模災害など、業務が継続できなくなるリスクへ適切に対応するため、「業務継続計画(BCP)」として優先して継続する重要業務等を「危機管理規程」に定めるほか定期的に危機発生時を想定した模擬訓練を行うなど、適切な危機管理態勢を構築しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当行では、以下の体制を構築することにより、取締役の職務の執行の効率化を図っています。

(イ) 取締役会は、経営会議及び審査会を設置し、取締役会が決定した基本方針に基づく経営全般の重要事項の決定を経営会議に、重要な貸出案件の審議を審査会に委任し、効率的な業務運営を実施しています。

(ロ) 「部門担当役員制度」及び「地区担当役員制度」を整備し、取締役会で選任された部門担当役員が本部の担当部門の企画・管理業務等に、また、地区担当役員が担当地区の支店の営業推進等に専念・特化する体制とし、それぞれの役割と責任を明確にすることで業務運営の健全性・適切性の向上及び収益力の強化を図っています。

(ハ) 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、業務の分掌及び職制並びに職務の権限に関する規程を整備し、各部門が、相互に連携しつつ、牽制機能が有効に発揮される形態で業務を分担執行しています。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当行では、健全かつ円滑なグループ経営を図るため、「グループ会社運営・管理規程」を制定し、グループ会社の運営・管理に関する方針及び統括管理部署等の組織体制を明確にしています。コンプライアンス、リスク管理及び危機管理への対応は、当行が制定している「コンプライアンス規程」・「統合的リスク管理規程」・「危機管理規程」における基本方針に基づき、統一的に実施しており、法令等違反行為発生時の監査役への報告ルールや「ホットライン制度」などについても、グループベースで整備しています。

・また、グループ会社の業務を所管する部署が当該グループ会社の適切かつ効率的な業務運営に係る指導・管理を行うとともに、所管する部門の担当役員・部長等を当該グループ会社の取締役・監査役として派遣し、業務の運営・執行状況を監視・監督しています。

・さらに、取締役会は、グループ会社の経営全般の重要事項に係る協議・報告のため、グループ会社トップ協議会を設置しているほか、半期ごとにグループ会社の業務運営状況に係る報告を受け、グループ各社の業績・現況等を確認しています。

・加えて、当行は、「グループ会社協議・報告基準」に基づいて、グループ会社から定例または随時の協議・報告を受け、適時適切な対応をしているほか、当行の内部監査部門が、グループ会社の内部監査を実施し、その結果を当行取締役会に報告しています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・当行では、平成18年4月に監査役職務を補助する組織として監査役会事務局を新設し、監査役会の指揮下に置いています。

・当行では、「職制規程」に基づき、監査役会事務局長は、監査役の指揮に従いその職務を補助しています。また、監査役会事務局長の異動・評価・賞罰等の人事について、監査役と協議することとしています。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・当行では、監査役は、行内諸規程に基づき、取締役会、経営会議、審査会などの重要な会議に出席しています。

・また、「服務規程」に、職員からの監査役に対する報告ルール及び報告者の保護措置を定め、法令等に違反する行為等が発生した場合には、コンプライアンス統括部長から監査役に直ちに報告する体制を構築しています。

・上記にかかわらず、各店舗は、監査役からの依頼・要請に基づいて、随時、業務の執行状況に係る必要な報告・説明をしています。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、代表取締役と定期的に会合を開き、監査上の重要課題等について意見を交換するほか、会計監査人とも定期的に会合を開くなど積極的に意見を交換しています。

・監査役は、その他の取締役及び使用人とも定期的に会合を開くなど、監査態勢の整備を行っています。

・また、監査役は、内部監査部門と定期的に意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて随時、内部監査部門の営業店監査に立会うほか監査結果の報告を求めるなど、緊密な関係を図り、効率的な監査の実施と監査の実効性の向上に努めています。

・なお、監査役職務執行に係る予算措置・経費の取扱いについては、毎年度、監査役と協議のうえ相応の予算・経費を設けるなど、会社法に基づいて適切な体制を整備しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力等排除に向けた基本的な考え方(基本方針)

・当行では、「倫理規程」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは、他社(信販会社等)との提携による金融サービスの提供などの取引を含め一切の関係を遮断する。万一、不当要求等があった場合には、警察当局等と連携のうえあらゆる法的手段を講じ断固として対決する。」ことを、反社会的勢力等との関係遮断に係る基本方針として定めています。

(2) 反社会的勢力等排除に向けた整備状況

・当行では、上記(1)の基本方針に基づいて、「反社会的勢力等との関係遮断に関する規程」等の行内規程を整備するほか、以下の態勢を構築しています。

(イ)コンプライアンス統括部を反社会的勢力等との関係遮断に係る統括部署として設置するとともに、各店舗に「不当要求防止責任者」を設置し、反社会的勢力等からの不当要求等への対応態勢を整備する。

(ロ)平素から警察当局、弁護士及び暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力等に関する情報収集を行うとともに、有事には連携して問題の解決を図る。

(ハ)グループ会社も含めて反社会的勢力等に関する情報を一元的に収集・管理するなど、反社会的勢力等との取引の未然防止に向けた態勢を構築する。

(ニ)反社会的勢力等との関係遮断に関する態勢について、平易に説明した「コンプライアンス・マニュアル」を全従事者に配付し、研修で活用するなど、周知徹底を図る。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

- ・内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制については、模式図(参考資料)をご参照下さい。
- ・適時開示体制の概要

当行の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次の通りです。

(1) 会社情報の開示に対する考え方

(イ) 当行は、適時開示規則に則り、投資者の皆さまへの適時、適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを認識し、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に努めております。

(ロ) また、ホームページなどを通じ、取引先や株主の皆さまへの自主的な情報開示にも力を入れております。

(2) 適時開示に係る社内体制の状況

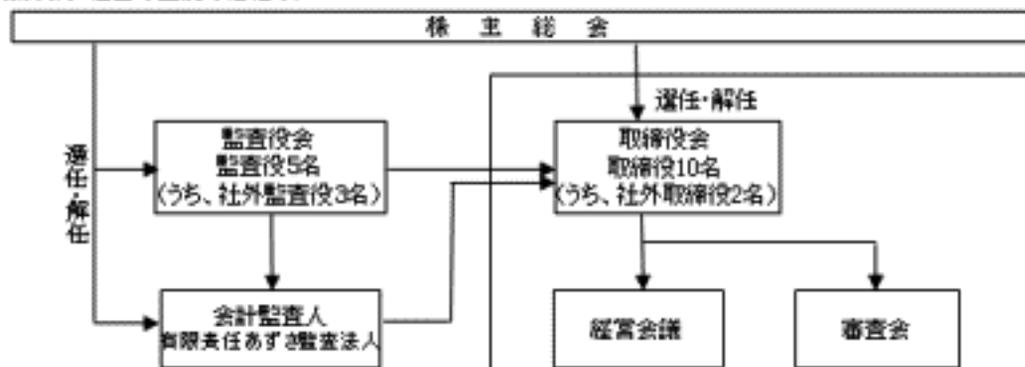
(イ) 当行では、会社情報は、規定に基づき各所管部署を通じ総合企画部に集約され、総合企画部にて把握・管理しております。

(ロ) 総合企画部は、適時開示規則に則り情報の確認・開示様式の作成等を行い、適時、適切な情報の開示を行っております。

・適時開示に係る社内体制図をご参照下さい。

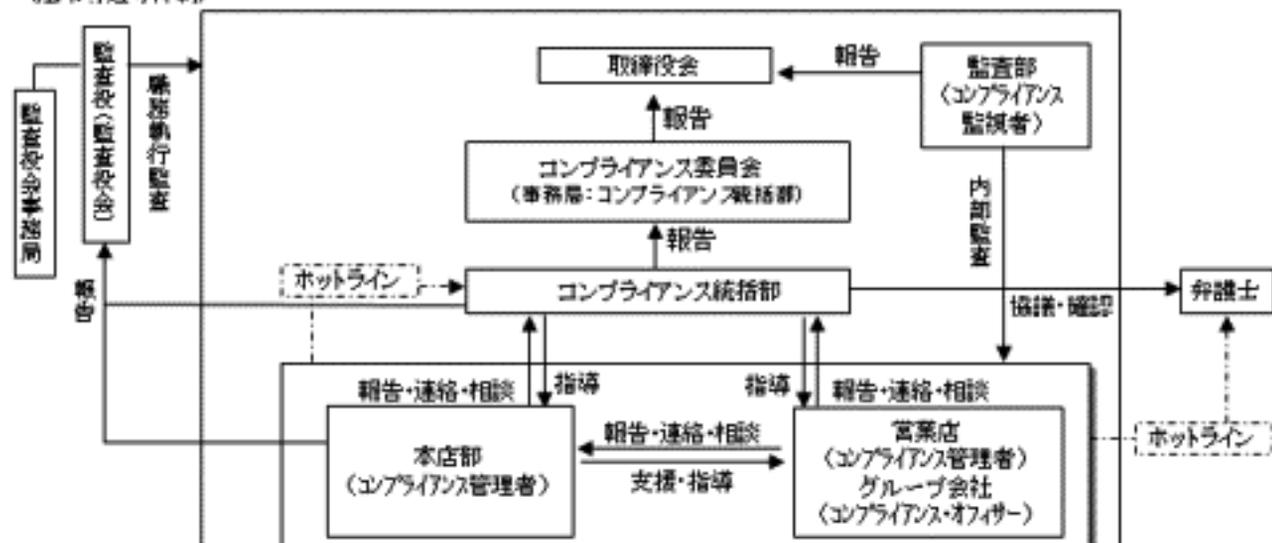
×参考資料「模式図」

(業務執行・経営の監視の仕組み)



※上記のほか、取締役を兼務しない執行役員12名(平成27年6月26日現在)を取締役会で選任し、業務を執行させております。

(法令等遵守体制)



(リスク管理体制)

